

教 生 学 第 6 7 4 号  
令和元年(2019年)11月7日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長  
様  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

令和元年度(2019年度)「児童虐待防止推進月間」の実施について(通知)

このことについて、文部科学省総合教育政策局長及び初等中等教育局長から、別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

児童虐待については、本道においても、児童相談所における相談対応件数が依然として増加している状況であることから、本月間の趣旨等を御理解の上、年間を通じて、家庭・学校・地域等の社会全体にわたり、児童虐待問題に対する深い関心をもつとともに、理解を図ることができるよう、国が作成した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」や、道教委で配付した資料等を活用するなどして、児童虐待の未然防止、早期対応をお願いします。

(生徒指導・学校安全グループ)



元受文科教第 581 号  
令和元年 10 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第  
1 項の認定を受けた各地方公共団体の長  
各国公私立大学長  
各国公私立高等専門学校長  
各大学共同利用機関法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

浅田 和 伸



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

丸山 洋 司



(印影印刷)

### 令和元年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）

児童虐待防止対策に関しては、日頃から児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の趣旨を踏まえ、取り組みいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する児童相談所における相談対応件数は依然として増加しており、子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。このような状況を受け、厚生労働省の主唱により、平成 16 年度から毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待防止のための集中的な広報・啓発活動を行っています。

令和元年度においても、「令和元年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」（別添 2）に基づき、令和元年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種の取組が全国的に実施されることになりました。

つきましては、貴職におかれましても、「児童虐待防止推進月間」の趣旨をご理解の上、下記を踏まえ、年間を通じて、家庭・学校・地域等の社会全体にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を持つことができるよう、積極的な御対応をお願いします。

また、本通知に関しては、その内容について、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

## 記

教育委員会、国立大学法人、公立大学法人及び都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」という。）並びに学校におかれては、児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校における適切な対応が図られるよう、関係機関等と連携の上、以下のような点に留意しつつ、関連の取組を実施すること。

また、家庭教育支援を所管する教育委員会におかれては、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の観点から、関係機関等と連携の上、以下に留意しつつ、家庭教育支援の取組を実施すること。

### 1. 学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告

- ・ 学校は、日常の幼児児童生徒の心身の状況把握や健康診断等を通じて、児童虐待の疑いの有無について点検を行い、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合には、ためらわず速やかに市町村や児童相談所等に通告すること。
- ・ 学校及びその設置者は、児童相談所等への通告の事実を、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒の保護者に伝えないようにすること。

### 2. 学校・教育委員会等と関係機関との連携強化のための情報共有

- ・ 関係機関等との間で、上記1に係る通告時の連絡先、提供する情報の内容及び対応の手順を確認し、共有すること。
- ・ 関係機関等と継続的に連携して対応するため、管理職のリーダーシップの下、関係教職員によるチームとして対応に当たるとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を推進すること。
- ・ 学校は、児童虐待に係る通告の対象となった幼児児童生徒の出欠状況や欠席理由等について、市町村又は児童相談所への定期的な情報提供（おおむね1か月に1回）を行うこと。
- ・ 定期的な情報提供の期日より前であっても、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時や、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること。
- ・ 幼児児童生徒の進学・転学の際の情報共有を推進するため、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校間及び関係機関との間の適切な連携を進めること。
- ・ 国立及び私立の学校においては、児童相談所等との連携・協力について、必要に応じて確認し、必要な対応を促すこと。

### 3. 学校・教育委員会等と関係機関との連携強化

- ・ 学校・教育委員会等は、要保護児童対策地域協議会に積極的に参画すること。
- ・ 児童相談所等が主催する会議等への学校・教育委員会等の関係者の参加、教育委員会等が主催する会議への児童相談所等関係者の参加・協力を求めるなど、連携を強化すること。
- ・ 保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、関係機関が連携して対応すること。
- ・ 教育委員会においては、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和元年8月1日付け子家発 0801 第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）（別添3）に基づく調査について、他の自治体から照会があった場合には、円滑な情報提供に留意するとともに、関係自治体と連携して幼児児童生徒の安全確認に努める等、本件に係る児童福祉・母子保健主管部（局）等からの協力依頼に積極的に対応すること。

### 4. 児童虐待防止に係る研修の実施

- ・ 学校・教育委員会等においては、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月文部科学省）（別添4）等の教職員用研修資料の活用や、児童相談所の職員を講師として招へいなどして、学校の教職員等に対し、児童虐待防止に係る研修を実施すること。
- ・ 特に、学校長等の管理職に対しては、児童虐待対応に関する具体的な事例を想定するなど、実践的な研修の充実を図ること。
- ・ また、地域における家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に対しては、「児童虐待への対応のポイント」（令和元年8月文部科学省）（別添5）を活用するなどして、研修の充実を図ること。

### 5. 地域における家庭教育支援に関する取組の推進

- ・ 教育委員会等においては、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、家庭教育支援に関する取組を推進すること。
- ・ また、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等により、保護者への相談対応や、保護者と地域とのつながりづくりの推進等を図ること。

### 6. 児童虐待防止に関する啓発資料等の活用

- ・ 学校・教育委員会等においては、体罰によらない育児が推進されるよう、「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」（別添6）等の啓発資料の周知・活用等に取り組むこと。

(添付資料)

- 別添 1 令和元年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）（令和元年10月29日付け子発1029第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）
- 別添 2 令和元年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱
- 別添 3 「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和元年8月1日付け子家発0801第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）
- 別添 4 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月文部科学省）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)



- 別添 5 「児童虐待への対応のポイント」（令和元年8月文部科学省）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/katei/1420751.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1420751.htm)



- 別添 6 「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」  
<http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>



(担当) 総合教育政策局 地域学習推進課  
家庭教育支援室 家庭教育企画係  
電 話 03(5253)4111(内線)3488  
F A X 03(6734)3718

初等中等教育局 児童生徒課生徒指導室  
生徒指導第一係  
電 話 03(5253)4111(内線3299)  
F A X 03(6734)3735